

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金特例措置
の期間延長に関する意見書

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置は、令和2年9月30日まで緊急対応期間が延長されたものの、陶磁器業界を始めとする地域産業においては感染症拡大防止に伴う経済活動自粛により受注が激減しており、3月以降の稼働率が50%を下回る事業所が非常に多くなっている状況にある。

今後、この状況が早期に好転するとは考えづらく、むしろ受注状況はさらに悪化することが予想され、企業存続の危機に至る大変厳しい状況にあると言わざるを得ない。

地域における雇用を維持し事業を継続していくためにも、新型コロナウイルス感染症特例措置の更なる期間延長を下記のとおり強く要望する。

記

緊急対応期間	令和2年12月31日まで延長
生産指標要件	現在の生産指標要件を継続
助成率	現在の特例措置の助成率を継続

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月29日

岐阜県土岐市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 あて